

一般財団法人 新庄愛郷会

和歌山県田辺市新庄町2022-3

ホームページ：<http://www.aigoukai.jp/>



新庄愛郷会館

約6,000人が安心して安全に暮らせるまち。

このまちに住む人たちが、生活の糧にしているのは主に農林漁業であり、これからもこのまちはこの豊かな自然を大切にしていかなければならない。

異業種との連携の必要性は言うまでもないが、この地域には特産品を育てる独特の優れた技術が多い。

これらを地域の未来の為に生かしてゆくこと、地域の「人」「モノ」「金」が停滞することなく動く潤滑剤となる役割を担わねばならないのが新庄愛郷会である。

又、この地域は、津波・地震による被害が他地域にもまして甚大になることが想定されている。

地域のリーダーとしての役割を担っている新庄愛郷会の役員・評議員は、このことを自覚し、津波・地震に対する備えが施されるよう、この地域に住む人たちと共に主体的に取り組んでいかなければならない。

新庄愛郷会は、2013年4月に一般財団法人に移行した。

「広く住民の教育文化及び住民生活の向上に取り組み、もって公益の増進に寄与する」という目的に沿って、「元気に、安心して、長く住み続けられる」地域にする為の「まちづくり」の事業に取り組んでいる。

組織

評議員会

議決機関

評議員: 15人(任期4年)

★評議員改選時は外部委員を交えた評議員選任委員会を設置、新評議員候補を選任し、役員会及び評議員会において審議・承認する

理事会

執行機関

理事: 7人(任期2年)

監事: 2人(任期4年)

★理事は評議員会において選任(投票)し、理事役職は役員会からの提案を受けて評議員会において審議・承認する

助成事業委員会

構成: 5人/理事、9人/評議員

収益事業委員会

構成: 4人/理事、9人/評議員

(定款)		
第16条	評議員会は、次の事項について決議する。	
	(1) 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事(以下「役員」という)の選任及び解任	
	(2) 理事及び監事の報酬等の額並びに評議員、理事及び監事の報酬等の支給基準の変更	
	(3) 事業計画書及び予算書の承認	
	(4) 決算の承認	
	(5) 定款の変更	
	(6) 事業の全部又は一部の譲渡	
	(7) 残余財産の帰属の決定	
	(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項	

(定款)		
第32条	理事会は、次の職務を行う。	
	(1) この法人の業務執行の決定	
	(2) 理事の職務の執行の監督	
	(3) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解職	
	(4) その他法令で定められた事項	
第26条	監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。	
	2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。	

公益目的支出 (2023年度予算)

		移行申請時・2012.4	2022年度予算	2022年度実績	2023年度予算
収 益		38,469	91,693	136,881	52,741
	実施事業等会計	0	0	5	0
	収益事業会計	19,554	25,628	26,092	25,388
	駐車場	3,897	3,898	4,379	3,898
	不動産貸付	15,657	21,730	21,713	21,490
	法人会計	18,915	66,065	110,784	27,353
	受取利息	18,915	20,906	23,915	23,973
雑収入	0	45,159	86,869	3,380	
費 用		38,507	35,951	80,344	39,909
公益 目的 の 支 出	実施事業等会計	11,513	11,595	11,194	14,566
	助成事業	10,020	10,189	9,945	13,160
	特定寄付事業	0	0	0	0
	土地無償貸与事業	1,483	1,306	1,249	1,306
	保安林維持管理	10	100	0	100
	収益事業会計	5,714	2,775	2,737	2,795
	駐車場	2,744	1,209	1,176	1,231
	助成引当		2,689		2,667
	不動産貸付	2,970	1,566	1,561	1,564
	助成引当		8,908		11,899
法人会計	21,280	21,581	66,413	22,548	
増 減 額		▲ 38	55,742	56,537	12,832
公益目的財産額(残額)		2,287,282	1,880,466	1,880,963	1,868,205

(事業に伴う費用の支弁)

第6条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産および資産から生ずる果実、事業に伴う収入をもって支弁する。

公益目的財産額
(2013年:一般財団法人移行申請時)



(定款)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

収支計画

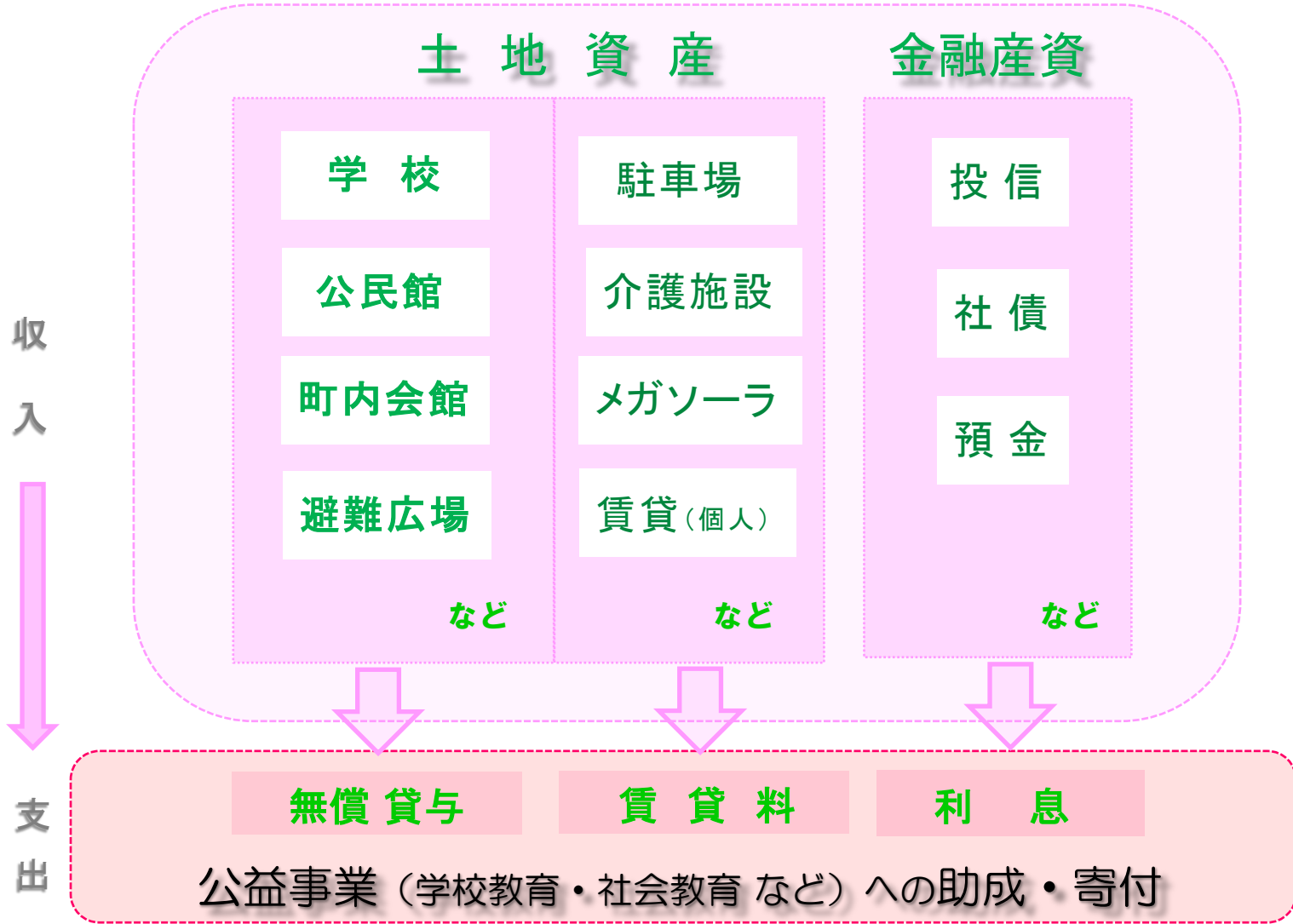
(2013年:一般財団法人移行申請時)



(定款)

第39条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

公益事業支出



(定款)		
	第3条	この法人は、和歌山県田辺市及び周辺市町村において教育文化及び住民生活向上に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

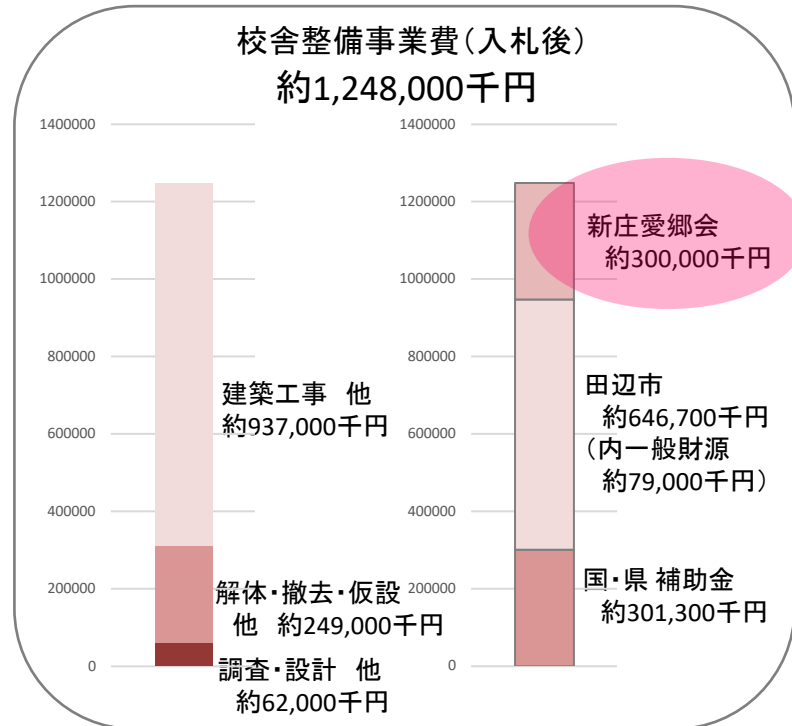
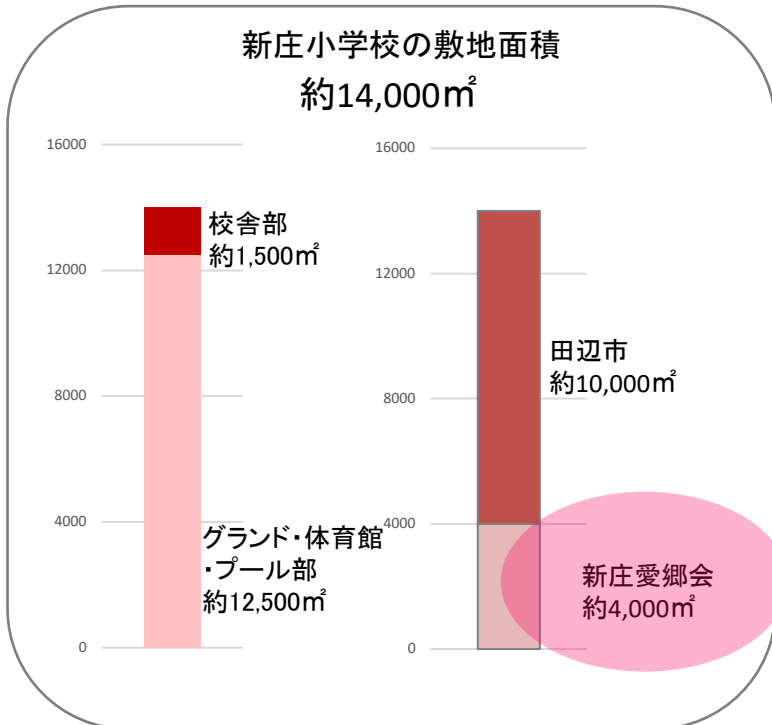
学校教育

新庄小学校校舎整備事業への寄付

(2017年3月竣工)



耐震化・木造在来工法



学校教育

学校教育環境整備

GIGAスクール対応機器(電子黒板)



探検の森



学習記録・記念誌などの発行助成



天然記念物学習啓発

神島（かしま）国指定天然記念物



田辺湾に浮かぶ神島は「おやま」と「こやま」の2島からなり、古くから森林が保全され、ハカマカズラ・カシマイボテカニムシなどをはじめ神島の生物を特徴づける暖地の森林性植物や動物が数多く生息している。南方熊楠が生物の宝庫として愛好し、昭和天皇を迎えて説明した地で、それを記念して詠んだ歌碑もある。

鳥ノ巣半島の泥岩岩脈（とりのすはんとうのでいがんがんみやく）国指定天然記念物



鳥ノ巣半島の南西海岸に干潮の時、約1.5kmもの岩脈が走る。地殻変動でできた砂岩の割れ目に、液状化した泥岩層が吹き出して固まったものが泥岩岩脈で、地質学的にも貴重なものだ。

（新庄町鳥の巣／明光バス「内の浦」下車）

奥山の甌穴（おくやまのおうけつ）県指定天然記念物



名喜里川の上流の幅約4m、長さ約60mの谷間に、10数個もの大きな穴が見られる。甌穴と呼ばれるこの穴は、河水の削剥作用と岩塊の回転運動により、岩肌が削られて形成されたものという。

（新庄町奥山 名喜里川の川床／明光バス「名喜里」下車・JRバス「名喜里」下車）

神島 学習風景



神島 鳥居・祠改修 2015年



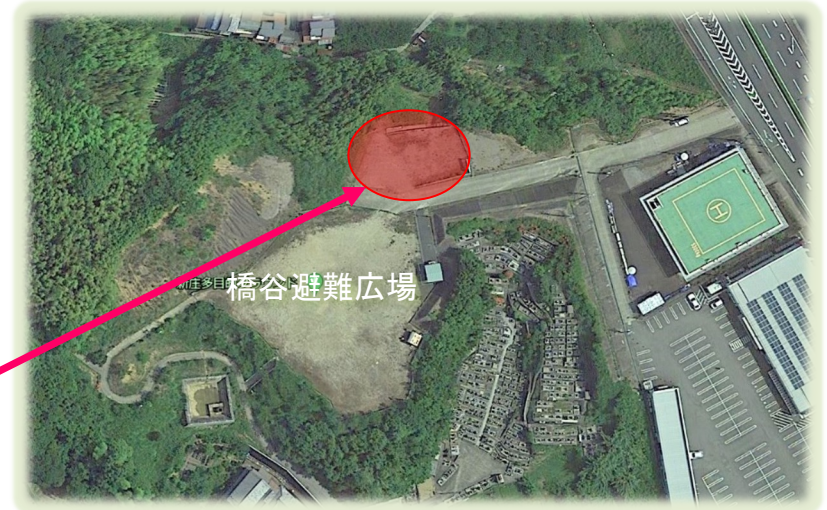
地域環境整備

「避難施設併設消防屯所」

- ・田辺市への事業費の一部寄付
- ・田辺市への土地無償貸与

和歌山県田辺市
新庄町350-2～6

場所



新庄消防団消防屯所と内之浦消防車庫を一体化し、避難施設併設消防屯所として橋谷避難広場横に新たに建された。

完成：2022年4月

敷地面積：約677㎡

建物面積（木造2階建）

：約290㎡

消防車×3台、

避難時収容人員×100名

地域環境整備

ため池廃止 (旧中山池)

廃止前



場所

和歌山県田辺市
新庄町2277-1
(3,638m²)



廃止後

I 期(2018年廃止)



II 期(2019年～嵩上)



地域環境整備

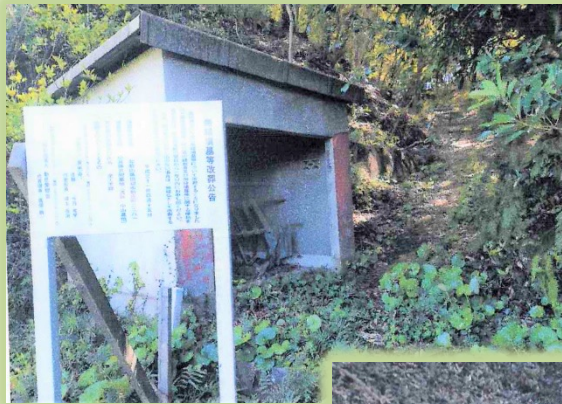
無縁墓地廃止 (旧出井原共同墓地)

和歌山県田辺市
新庄町2281
(638m²)

場所

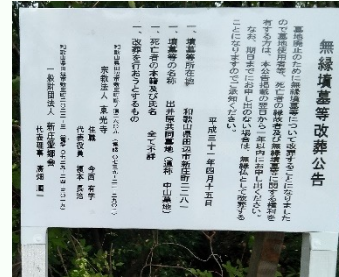


廃止前

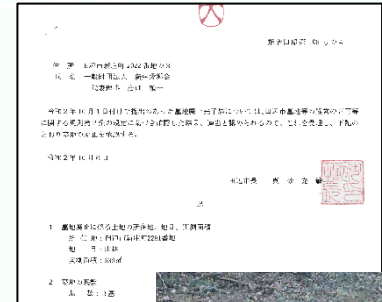


公告 → 廃止(2020年)

公告揭示



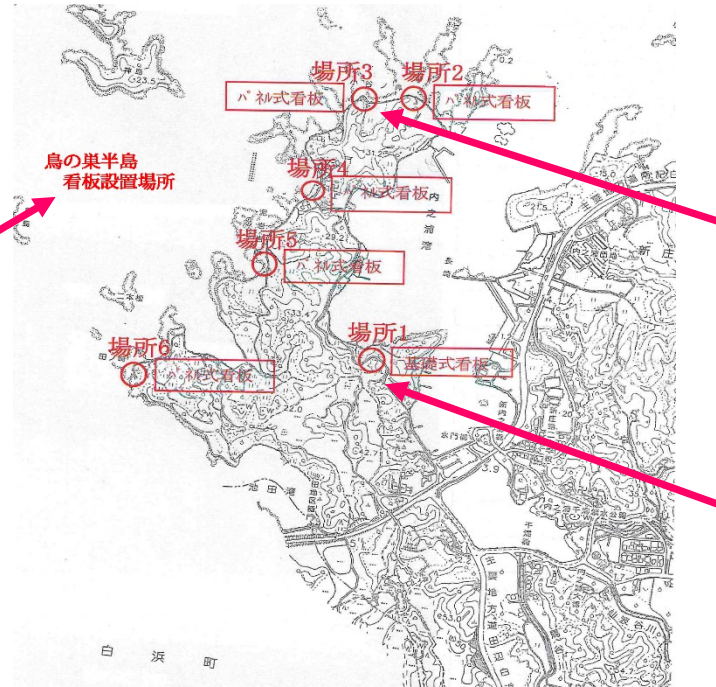
廃止承認



地域環境整備

環境保護看板設置 鳥の巣半島・6箇所

和歌山県田辺市
新庄町鳥の巣



町内会館駐車場整備

2023年4月
消防屯所の橋谷避難広場への移転
(コンクリート舗装部)



名喜里町内会館



内之浦町内会館